

議員提出議案第6号

豊島区議会情報公開条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年7月6日

提出者 豊島区議会議員

根 岸 光 洋	ふ ま ミ チ
中澤 まさゆき	中 山 よしと
芳 賀 竜 朗	井 上 幸 一
入 江 あゆみ	ふるぼう 知生
小 林 ひろみ	森 とおる
塚 田 ひさこ	

豊島区議会議長 高 橋 佳代子 様

豊島区議会情報公開条例の一部を改正する条例

豊島区議会情報公開条例（平成15年豊島区条例第21号）の一部を次のように改正する。

第6条各号列記以外の部分中「請求」の次に「（以下「公開請求」という。）」を加える。

第7条第1項中「公開の請求（以下「公開請求」という。）」を「公開請求」に改め、同条中第2項を第5項とし、第1項の次に次の3項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、議長は、規則で定めるところにより、公開請求を電子情報処理組織（議長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と公開請求をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。
- 3 前項の規定により行われた公開請求は、第1項に規定する公開請求書により行われたものとみなして、この条例の規定を適用する。
- 4 第2項の規定により行われた公開請求は、同項の議長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたときに議長に到達したものとみなす。

第14条第1項第1号中「第7条第2項」を「第7条第5項」に改める。

附 則

この条例は、令和８年８月１日から施行する。

（説 明）電子申請システムによる公開請求手続きの実施に伴い、所要の改正を行うため本案を提出いたします。